

山口市上下水道事業競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市上下水道事業において競争入札を実施する上で必要な事項について定めるものとする。

(法令遵守等)

第2条 競争入札の実施においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）その他の関係法令等を遵守し、その透明性、競争性及び公平性を確保しなければならない。

2 この要綱の適用及び運用においては、他の要綱等に特段の定めがある場合を除くほか、入札者の遵守すべき事項について定めた山口市上下水道事業競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）との整合が図られたものでなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付一般競争入札 政令第167条の5及び第167条の5の2の規定により、入札に参加できる者の資格を定めた上で、当該資格を有する者が入札に参加することができるものとする競争入札をいう。
- (2) 参加資格要件 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格の要件をいう。
- (3) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (4) 建設コンサルタント業務等 測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (5) 物品・業務委託等 売買、貸借、請負その他の契約（工事及び建設コンサルタント業務等を除く。）をいう。
- (6) 種別 契約における工事、建設コンサルタント業務等又は物品・業務委託等の区別をいう。
- (7) 参加資格告示 山口市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等を種別毎に定める告示（当該告示に基づく競争入札参加資格審査申請要領の規定事項を含む。）をいう。
- (8) 有資格業者 参加資格告示に規定する有資格業者をいう。
- (9) 郵便入札 別に定めるところにより、郵便により入札書を提出する入札

をいう。

(10) 電子入札 別に定めるところにより、電子入札システムを使用して行う入札をいう。

(11) 共同企業体 複数の有資格業者が一つの工事、業務等を共同で受注することを目的として形成する事業組織体をいい、専ら設計業務に係るものとしての設計共同体を含む。

(12) 契約審査会 山口市上下水道事業契約審査会設置要綱に定める契約審査会をいう。

(条件付一般競争入札の対象)

第4条 条件付一般競争入札の対象となる契約は、設計金額が山口市上下水道局会計規程第98条に定める金額を超える全ての契約とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 政令第167条、第167条の2第1項（第1号を除く。）又は第167条の3に定める場合に該当し、指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができると認められるもの

(2) 別に定めるところにより、一般競争入札によるもの

(参加資格要件)

第5条 参加資格要件は、契約ごとに、次の表の左欄に掲げる種別ごとにそれぞれ右欄に掲げる事項のうちから、契約内容を勘案して定めるものとする。

全ての種別に共通	(1) 有資格業者であること。 (2) 有資格業者の登録における業種又は営業種目の別 (3) 所在地の区分（山口市競争入札参加資格審査事務処理要領第3条に定める区分その他の本店、支店、営業所等の所在地に関する要件をいう。） (4) 同種又は類似の工事、業務等の受注実績 (5) 工事、業務等を行うにあたり、法令等に定める許可、認可、資格等（民間事業者の認定等によるものを含む。以下「許可等」という。）が必要である場合又は許可等を有することが適当である場合においては、当該許可等を受けていること。 (6) 出資比率（共同企業体の場合に限る。） (7) 入札に参加する他の共同企業体との関係（共同企業体の場合に限る。） (8) 政令第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (9) 公告日から入札日（郵便入札又は電子入札の場合は、開札日）までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領及び山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。 (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。 (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
----------	---

	(12) その他山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める事項
工事	(1) 山口市建設工事業者格付等級要領及び山口市上下水道事業建設工事業者格付等級要領に規定する格付等級又は格付点数 (2) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値 (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査における平均の完成工事高 (4) 工事の現場に専任で配置する監理技術者又は主任技術者の要件
建設コンサルタント業務等	(1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の建築士事務所の登録、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に規定する登録、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）に規定する登録その他の法令等に基づく登録を要する場合は、その登録 (2) 業務に係る配置予定技術者の資格及び経験

（参加資格要件の決定）

第 6 条 管理者は、条件付一般競争入札によるときは、参加資格要件を設定し、契約審査会の審査を受けるべき契約においてはその審査を経て、入札に係る執行伺において決定するものとする。

2 参加資格要件は、原則 10 者以上が入札に参加できるように設定するものとする。ただし、特殊な契約で入札参加者が限定される等の特別な理由が認められるときは、この限りでない。

3 管理者は、必要に応じ、参加資格要件の決定において準拠すべき一般的な基準を別に定めることができる。

（入札公告）

第 7 条 管理者は、条件付一般競争入札による場合は、山口市財務規則第 101 条第 1 項の規定により、山口市公式ウェブサイトに入札公告を掲載するものとする。書面での閲覧の申し出があれば、入札執行課は、閲覧又は写しの交付を行うものとする。

2 入札公告は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 件名
- (2) 工事場所、履行場所又は納品場所
- (3) 工事、業務又は購入物品等の概要
- (4) 工期、履行期間又は納期
- (5) 予定価格及び入札書比較価格の公表方法（山口市財務規則第 108 条第 2 項の規定により事前公表とする場合は、その額）
- (6) 総合評価落札方式の適用の有無
- (7) 参加資格要件及びその確認方法
- (8) 入札方法（入札書の提出方法、入札又は開札の日時、入札又は開札の場所、入札書の添付書類等）
- (9) 入札保証金

- (10) 設計図書類等（参加者心得第3条第1項の設計図書類等をいう。以下同じ。）及び契約条項又は関係要綱等の閲覧方法
- (11) 質問の受付及び回答の方法
- (12) 入札の中止に関する事項
- (13) 無効又は失格となる要件
- (14) 落札者の決定方法
- (15) その他入札に関して必要となる事項

3 公告期間は、次のとおりとする。

区分	郵便入札以外の入札	郵便入札
設計金額5,000万円以上の工事	15日以上	16日以上
それ以外の契約	10日以上	11日以上

- 4 前項の公告期間は、閉庁日（山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。以下同じ。）、公告日及び入札日（郵便入札又は電子入札においては、開札日をいう。以下同じ。）を算入しない。
- 5 公告期間に年末年始、盆又はゴールデンウィーク等の大型連休を含む場合は、企業の休業日を考慮し、第3項に規定する日数の下限を1日から3日程度加算するものとする。
- 6 管理者は、特にやむを得ない事情があると認められるときは、前3項の規定による公告期間を5日以内に限り短縮することができる。

（参加資格の有無の確認）

第8条 条件付一般競争入札においては、次のいずれかの手順により入札者が参加資格要件に適合するか否かの審査をし、当該入札に係る参加資格の有無について確認するものとする。

- (1) 事前確認（入札日より前に審査及び確認をする場合をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

ア 参加者心得第4条の入札参加資格確認申請書に審査に必要な添付書類を付して、入札公告に定める期限及び提出方法により提出を求め、当該申請書及び添付書類の審査をする。

イ 申請書及び添付書類に形式上の不備があれば、期限を定めて補正を求めることができる。

ウ 審査により参加資格の有無を確認し、次条に定めるところにより、申請者に通知する。

- (2) 当日事前確認（入札日において、入札又は開札の直前に審査及び確認をする場合をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

ア 参加者心得第4条の入札参加資格確認申請書に審査に必要な添付書類

を付して、入札会場において提出をするよう求め、入札書の提出に先立ち、当該申請書及び添付書類の審査をする。

イ アにかかわらず、審査に必要な添付書類が不要である場合は、入札参加資格確認申請書の提出は求めず、入札会場に参集した者について参加資格を審査する。

ウ ア又はイの審査により参加資格の有無を確認し、参加資格を有しないと確認した者の入札は認めないものとする。

エ 郵便入札の場合は、開札の際に入札書の開封に先立って行うものとし、その他必要な事項は別に定める。

(3) 事後確認（開札後に審査及び確認をする場合をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

ア 参加者心得第4条の入札参加資格確認申請書に確認に必要な添付書類を付して、入札書と同時に提出をするよう求める。

イ 開札後、直ちに、予定価格の制限の範囲内の有効な入札をした者のうち、最も低い金額（売払い又は貸付の場合は、最も高い金額）の入札をした者から、当該申請書及び添付書類の審査をする。

ウ イの審査により参加資格を有すると確認した場合は、当該入札者を落札者とする。参加資格を有しないと確認した場合は、当該入札者の入札を無効とし、次順位の入札者について審査をし、落札者が決定するまで同様に行う。

エ イの審査又はウにおける次順位の入札者の審査の対象者が同額入札により複数ある場合は、くじにより審査の順位を決定する。

オ 電子入札の場合は、アからエまでの規定に準じ、別に定める。

2 前項の添付書類は、参加資格要件に関する許可等が確認できる証書等の写しその他の入札公告又は設計図書類等において定める書類とする。

3 前項の書類のうち様式を定める必要がある書類にあつては、次に掲げる様式を参考として適宜定め、設計図書類等において示すものとする。

(1) 同種・類似の工事、業務等の受注実績調書（様式第1号）

(2) 技術者の資格・経験調書（様式第2号）

(3) 技術者の資格調書（様式第3号）

（事前確認における参加資格の有無の確認通知）

第9条 管理者は、事前確認において参加資格を有すると確認した者に対し、入札公告で定める日までに、入札参加資格確認通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて条件等を付すことができる。

2 管理者は、事前確認において参加資格を有しないと確認した者に対して、

入札公告で定める日までに、入札参加資格要件非適合通知書（様式第5号）により、その理由を付して通知するものとする。

- 3 前項に規定する通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内にその理由の説明を「参加資格要件非適合理由の説明要求書」（様式第6号）により求めることができるものとし、管理者は、「参加資格要件非適合理由の説明書」（様式第7号）により回答するものとする。

（事前確認後の参加資格の喪失）

第10条 前条第1項に規定する通知を受けた者が、その後において次のいずれかに該当することとなった場合は、管理者は、参加資格を有する旨の確認を取り消し、その者を入札に参加させないものとする。

(1) 参加資格要件に適合しないこととなったとき。

(2) 入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- 2 前項の場合においては、入札参加資格確認取消通知書（様式第8号）によって、取り消した理由を付して通知するものとする。

- 3 前条第3項の規定は、第1項第1号に該当することで確認を取り消した場合について準用する。

（当日事前確認又は事後確認における参加資格の有無の確認通知）

第11条 入札執行者は、会場入札において、当日事前確認又は事後確認の際に参加資格を有さない者があったときは、その者に対し、口頭で、理由を付してその旨を告知するものとする。この場合において、書面での通知を求められたときは、入札参加資格要件非適合通知書（様式第5号）により、その理由を付して通知するものとする。

- 2 入札執行者は、郵便入札において、当日事前確認又は事後確認の際に参加資格を有さない者があったときは、その者に対し、入札参加資格要件非適合通知書（様式第5号）により、その理由を付して通知するものとする。

- 3 第9条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

（指名競争入札の対象）

第12条 管理者は、契約の内容等を勘案し、政令第167条に掲げる場合に該当するものとして、別に定める指名選定に関する方針に準拠する等、特別な理由があると認められる契約は、指名競争入札の方法によることができる。

（指名業者の選定）

第13条 管理者は、指名競争入札による場合は、契約の内容に対応する業種又は営業種目に係る有資格業者の中から当該指名競争入札に参加させる者（以下「指名業者」という。）を選定し、契約審査会の審査を受けるべき契

約においてはその審査を経て、入札に係る執行伺において決定するものとする。

(指名選定基準)

第14条 管理者は、前条の規定により指名業者を選定するときは、別表第1に掲げる事項に留意しなければならない。

(指名業者の数等)

第15条 指名業者の数は、別表第2に定める標準指名業者数以上とする。ただし、契約に係る業種又は営業種目における有資格業者の数が当該標準指名業者数に満たない等の特別の理由があるときは、この限りでない。

(別に定める指名選定基準)

第16条 前2条に定めるもののほか、別に指名に関する選定基準を定めた場合は、当該選定基準に準拠するものとする。

(指名通知)

第17条 管理者は、指名業者を決定した場合は、その者に対して、入札指名通知書（様式第9号）又はこれに準じた様式により通知をするものとする。

2 前項の通知（以下「指名通知」という。）又は入札説明書（以下「指名通知等」という。）には、第7条（入札公告）第2項に掲げる事項のうち必要な事項を記載するものとする。

3 指名通知をすべき日は、第7条第3項から第6項までに規定する公告日の例による。

(指名通知の取消し)

第18条 指名通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、管理者は、指名取消通知書（様式第10号）により理由を付して通知するものとする。

(1) 参加資格告示に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第1第1号から第3号まで及び第7号において指名業者として選定しないこととしている者に該当することとなったとき。

(設計図書類等の閲覧及び配布)

第19条 参加者心得第3条（設計図書類等の入手）の規定によるダウンロード用の設計図書類等については、山口市公式ウェブサイトに掲載をするものとする。

2 参加者心得第3条の規定により設計図書類等を配布するときは、入札公告、指名通知等又は設計図書類等で配布する場所及び日時を定めるとともに、配布時においては配布を受けた者の商号又は名称及び来庁した者の氏名を図書配布票（様式第11号）で記録するものとする。この場合において、

配布を希望する者が当該入札の参加資格を有さないことが明らかであるときは、配布しないことができる。

- 3 第1項の掲載をした場合であっても、入札参加希望者がウェブサイトでの閲覧ができないやむを得ない事情があるときは、配布での対応をするものとする。

(現場説明)

第20条 入札に係る現場説明は、原則として行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札公告又は指名通知等に日時、場所等を明示し、現場説明を行うことができる。

- (1) 災害等で緊急性がある場合
- (2) 特殊な契約で、特に詳細な説明が必要な場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、現場説明を行わない限り入札金額の見積りが困難である等、現場説明が必要と認められる理由がある場合

(内容質問の回答)

第21条 参加者心得第3条の2（設計図書類等に関する疑義）の内容質問書を受理したときは、受理した旨を質問者に連絡するとともに、回答を作成した上、回答期限までに山口市公式ウェブサイトの内容質問回答書（様式第12号）を掲載するものとする。

- 2 質問の期限及び回答期限は、入札公告又は指名通知等に明示する。

(同等品等の審査)

第22条 設計図書類等における契約の目的物又はその部品、材料等について、設計図書類等に記載した参考製品等の同等品をもって契約をすることを認める場合は、入札公告、指名通知等又は設計図書類等に次の事項を明示する。

- (1) 同等品をもって契約をしようとする入札者は同等品の審査申請をする必要がある旨
- (2) 審査申請の期限及び申請方法、申請様式等
- (3) 審査申請に対する回答の期限及び回答方法

(内訳書等)

第23条 管理者は、必要があると認めるときは、入札金額に対応した内訳書等を入札書と同時に提出するよう求めることができる。この場合において、入札後、その落札者又は落札候補者に対して内訳書等の提出を求めることもできる。

- 2 前項前段における内訳書等の審査は、原則として全ての入札者について行うものとする。ただし、工事費内訳書取扱要領等の別の定めがある場合は、この限りでない。

- 3 内訳書等の提出を求める旨、その提出の方法、期限及び様式等並びに前項ただし書の別の定め等その他の必要事項は、入札公告、指名通知等又は設計図書類等において明示するものとする。

(入札の執行)

第24条 入札執行者は、入札監理室長とする。ただし、入札監理室長が不在の場合は、山口市上下水道局事務決裁規程第4条の表、課長及び所長の区分における代決者の規定に準じ、入札執行者を決定する。

- 2 入札執行者は、入札会場（郵便入札における開札会場を含む。以下同じ。）において、次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 入札開始時刻
- (2) 件名
- (3) 予定価格及び入札書比較価格（予定価格を事前公表する場合に限る。）
- (4) その他必要とされる事項

- 3 入札執行者は、入札執行宣言の後、入札者（郵便入札における立会人及び傍聴人を含む。）に対し、入札回数、無効又は失格となる要件その他必要な事項を、口頭又は書面で説明しなければならない。

(入札結果の公表)

第25条 管理者は、入札後、速やかに入札結果を入札経過表（様式第13号）又はこれに準じた様式に記載し、少なくとも1年以上、山口市公式ウェブサイトで公表しなければならない。

(入札の中止又は不調の場合の再度公告入札)

第26条 条件付一般競争入札において、入札を中止したとき又は入札が不調になったときは、原則として、再度公告入札を行うものとする。

- 2 指名競争入札において、入札を中止したとき又は入札が不調になったときは、原則として、改めて条件付一般競争入札を行うものとする。

(共同企業体等による入札)

第27条 管理者は、共同企業体に発注することが適当と認められる契約については、共同企業体による競争入札に付することができる。

- 2 共同企業体における入札の取扱いについては、工事にあつては山口市特定建設工事共同企業体取扱要綱によるものとし、その他の契約にあつては同要綱を参酌して別に定める。

(書類の提出方法、押印等)

第28条 入札に関する書類への押印は原則として不要とし、電子メール等の電磁的方法での受発信も可能とする。ただし、入札書等、別に定めがあるものは、この限りでない。

- 2 上下水道局への提出書類について押印を省略する場合は、適宜、書類を取

扱う担当者の氏名及び連絡先の記載を求めるものとする。

- 2 電磁的方法による書類の受発信においては、電子メール受発信画面の保存又は印刷その他の適当な方法により、受発信の記録を保存するものとする。

(電子入札の特例)

第29条 電子入札におけるこの要綱の規定の適用においては、適宜、電子入札システムにおける入札方法、通知等の様式又は方法等によるものとする。

(補則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別表第 1（第 14 条関係）

指名業者の選定における留意事項

(1) 指名停止	山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領及び山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中である者は、選定しないこと。
(2) 不正又は不誠実な行為等	次に掲げる不正又は不誠実な行為等のある者は、選定しないこと。 ア 明らかに法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者 イ 山口市上下水道局に対する債務の履行の見込みがないと認められる者、契約上の山口市上下水道局の指示又は監督等に従わない者その他契約の履行が不誠実である者 ウ 不適切な一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者 エ 山口市上下水道局との契約において、当該契約に関する法令を遵守しない行為が継続している者 オ 警察から山口市に対し、暴力団が実質的に経営を支配している者又はこれに準ずる者として排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適切であると認められる者
(3) 経営状況	経営状況について次に掲げる者は、選定しないこと。 ア 不渡りや主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である判断される者（単に赤字決算であることのみをもって、直ちに選定から除外しないこと。） イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、参加資格告示に基づく再度資格審査により競争入札参加資格の認定を受けていない者
(4) 地理的条件等	地元中小業者の保護育成に留意するとともに、地域の特殊性を考慮する必要がある場合は、地域に精通し、契約を円滑に履行できるかどうかを、工事、業務又は納品の場所と営業所所在地との位置関係及び受注実績又は指名実績等にて総合的に勘案すること。
(5) 手持ちの工事、業務等及び技術者の状況	手持ちの工事、業務等の状況や技術者等の配置状況からみて、契約の履行に必要な技術者等を確保し得る者かどうかを総合的に勘案すること。
(6) 技術的適性	当該工事、業務等と同等程度以上と認められる技術的水準（施工管理、事務管理、品質管理等をいう。）や作業条件（地質的自然条件、周辺環境条件等を含む。）の下での受注実績がある者かどうかを総合的に勘案すること。
(7) 安全管理の状況	ア 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 イ 山口市上下水道局との契約について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は、選定しないこと。
(8) 検査結果	山口市上下水道局との契約における検査の結果を総合的に勘案すること。
(9) 工事に関する事項	ア 経営事項審査の有効期限（経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請直前の営業年度の終了の日から 1 年 7 箇月の間）が過ぎている場合は指名しないこと。 イ 山口市上下水道事業工事成績評定要領第 2 条で例によるとされる山口市工事成績評定要領に定める工事成績の平均点が、過去 2 年連続して 60 点未満である者は、選定しないこと。 ウ 山口市発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているか否か、又は、証紙の購入若しくは貼付が十分か否かを総合的に勘案すること。

備考 表中の事項のうち、現時点の状況だけでなく過去の状況も勘案すべき事項については、特に期間の定めがない限り、概ね 2 年間の状況を勘案する。

別表第2（第15条関係）

標準指名業者数

業種等の区分		設計金額	標準指名業者数
工事	土木一式 工事	5,000万円以上	1 3
		4,000万円以上5,000万円未満	1 1
		1,500万円以上4,000万円未満	9
		250万円以上1,500万円未満	7
		250万円未満	5
	建築一式 工事	1億円以上	1 3
		5,000万円以上1億円未満	1 1
		1,000万円以上5,000万円未満	8
		1,000万円未満	5
	電気工事 及び管工 事	5,000万円以上	8
		1,000万円以上5,000万円未満	6
		500万円以上1,000万円未満	5
		500万円未満	4
	造園工事	5,000万円以上	1 3
		2,000万円以上5,000万円未満	1 1
		1,000万円以上2,000万円未満	9
		500万円以上1,000万円未満	7
		500万円未満	5
	水道施設 工事	5,000万円以上	8
		1,500万円以上5,000万円未満	6
		500万円以上1,500万円未満	5
		500万円未満	4
	その他の 業種	5,000万円以上	8
		2,000万円以上5,000万円未満	7
		1,000万円以上2,000万円未満	6
		500万円以上1,000万円未満	5
		500万円未満	4
建設コンサルタント 業務等		5,000万円以上	8
		2,000万円以上5,000万円未満	7
		1,000万円以上2,000万円未満	6
		500万円以上1,000万円未満	5
		500万円未満	4
物品・業務委託等		1,000万円以上	1 0
		100万円以上1,000万円未満	7
		100万円未満	5

同種・類似の工事、業務等の受注実績調書

商号又は名称：

件名	
発注者名	
工事場所 履行場所 納品場所	
工 履 納 行 期 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額	
発注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
規模・寸法	
構造形式等	

【注意】

（１）この調書は、入札の参加資格要件に定める実績に適合したものを記載すること。

（２）工事場所、履行場所又は納品場所は、都道府県及び市区町村名を記載すること。

（３）受注形態は、該当しないものを抹消すること。

（４）契約書（変更契約をした場合は変更契約書も含む。）の写し（契約名、契約金額及び契約日の記載並びに双方記名押印があるページがあれば足り、約款等の部分は不要とする。）を添付し、契約の内容がわかる資料として仕様書等（参加資格要件に定める事項が確認できる部分で足りる。）の写しを添付すること。

※契約書の写しが添付できないときは、附属様式の発注証明書を提出すること。

（５）規模・寸法及び構造形式等は、参加資格要件に定める実績の条件に適合するかの的確に判断できる具体的内容を記載すること。

発 注 証 明 書

年 月 日

様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の契約について、発注したことを証明願います。

件 名	
工 事 場 所 履 行 場 所 納 品 場 所	
工 期 履 行 期 間 納 期	年 月 日～ 年 月 日
契 約 金 額	
発 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
規 模・寸 法	
構 造 形 式 等	

【注意】

- (1) 工事場所、履行場所又は納品場所は、都道府県及び市区町村名を記載すること。
- (2) 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
- (3) 規模・寸法及び構造形式等は、参加資格要件に定める実績の条件に適合するかの確に判断できる具体的内容を記載すること。
- (4) この様式における**受注者**の押印については、証明者（発注者）の了承があった場合は、省略することができる。なお、発注者の押印は、必須とする。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

発注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

技術者の資格・経験調書

商号又は名称

配置予定者の氏名	
----------	--

経験 工事、 業務等	件名	
	発注者名	
	工事場所 履行場所	
	工期 履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	契約金額	
	従事役職	
契約内容		

注意

（１）入札の参加資格要件に定める技術者の資格を証するもの（資格証書、免許証等）の写しを添付すること。

（２）入札者と直接かつ恒常的な雇用関係（※）が確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。

なお、健康保険被保険者証の写しを添付する場合においては、保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分を黒塗りして写しをとる等、その部分が見えないようにすること。

※入札参加資格確認申請日以前に３箇月以上の雇用関係があること。

（３）経験工事、業務等は、参加資格要件に定める技術者の実績に適合したものを記載すること。

（４）工事場所又は履行場所は、都道府県及び市区町村名を記載すること。

（５）契約書（変更契約をした場合は変更契約書も含む。）の写し（契約名、契約金額及び契約日の記載並びに双方記名押印があるページがあれば足り、約款等の部分は不要とする。）を添付し、契約の内容がわかる資料として仕様書等（参加資格要件に定める事項が確認できる部分で足りる。）の写しを添付すること。

※契約書の写しが添付できないときは、附属様式の発注証明書を提出すること。

（６）契約内容は、参加資格要件に定める実績の条件に適合するかの確に判断できる具体的内容を記載すること。

発 注 証 明 書

年 月 日

様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の契約について、発注したことを証明願います。

件 名	
工 事 場 所 履 行 場 所	
工 期 履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
契 約 金 額	
契 約 内 容	

【注意】

- (1) 工事場所又は履行場所は、都道府県及び市区町村名を記載すること。
- (2) 契約内容は、参加資格要件に定める実績の条件に適合するかの確に判断できる具体的内容を記載すること。
- (3) この様式における**受注者**の押印については、証明者（発注者）の了承があった場合は、省略することができる。なお、発注者の押印は、必須とする。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

発注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

技術者の資格調書

商号又は名称

配置予定者の氏名	
----------	--

注意

（１）入札の参加資格要件に定める技術者の資格を証するもの（資格証書、免許証等）の写しを添付すること。

（２）入札者と直接かつ恒常的な雇用関係（※）が確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。

なお、健康保険被保険者証の写しを添付する場合においては、保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分を黒塗りして写しをとる等、その部分が見えないようにすること。

※入札参加資格確認申請日以前に３箇月以上の雇用関係があること。

年 月 日

入札参加資格確認通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

山口市上下水道事業管理者

年 月 日付けで入札参加資格確認申請のあった下記入札に係る参加資格を有することを確認しましたので通知します。

記

件 名	
条 件 等	

年 月 日

入札参加資格要件非適合通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

山口市上下水道事業管理者

年 月 日付けで入札参加資格確認申請のあった下記入札については、
参加資格要件に適合しませんでしたので通知します。

記

件 名	
参加資格要件に 適合しない理由	

参加資格要件に適合しない理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日 時 分までに「参加資格要件非適合理由の説明要求書」（様式第6号）を入札執行課へ提出してください。

年 月 日

参加資格要件非適合理由の説明要求書

(宛先) 山口市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

(担当者連絡先)

入札参加資格要件非適合通知のあった下記入札について、参加資格要件に適合しない理由の説明を求めます。

記

件 名	
入札参加資格要件 非適合通知書の日付	年 月 日

年 月 日

参加資格要件非適合理由の説明書

商号又は名称

代表者職氏名

様

山口市上下水道事業管理者

年 月 日付けで参加資格要件非適合理由の説明要求のあった下記入札について、下記のとおり説明します。

記

件 名	
参加資格要件に 適合しない理由 の 説 明	

年 月 日

入札参加資格確認取消通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

山口市上下水道事業管理者

年 月 日付けで入札参加資格確認通知をした下記入札については、参加資格を有する旨の確認を取り消しましたので通知します。

記

件 名	
取 消 理 由	

参加資格要件に適合しないこととなったためにこの取消通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日 時 分までに「参加資格要件非適合理由の説明要求書」（様式第6号）を入札執行課へ提出してください。

様

山口市上下水道事業管理者 ○ ○ ○ ○

入 札 の 執 行 に つ い て (通 知)

次のとおり入札を執行しますので、入札参加希望がありましたら、入札されるよう通知します。

契 約 番 号		
件 名		
履 行 場 所 納 入 場 所		
履 行 期 間 納 入 期 限		
仕様書等配布	日時	
	場所	
入 札	日時	
	場所	
入 札 保 証 金		
契 約 保 証 金		
通 信 欄	受信確認のため、下記まで返信メールを送信してください。	
担 当 課	TEL E-mail	

年 月 日

指名取消通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

山口市上下水道事業管理者

年 月 日付けで入札の執行についての通知（指名通知）を行った下記入札については、下記理由のとおり指名競争入札に参加することができませんので、指名を取り消しました。

記

件 名	
入札に参加することができない理由	

図 書 配 布 票		
件名		
配布日時（受領日時）		年 月 日 時 分
配布を受けた 入札予定者	商号又は名称	
	受領者氏名	

内容質問回答書

No.

件名			
工事場所 履行場所 納品場所			
入札（開札）年月日	年 月 日		
質 問 事 項		質問受理日 月 日	
回 答 事 項		回 答 日 月 日	
回 答 担 当 所 属	所 属 名		
	電 話 番 号	— —	

入 札 経 過 表

所 属		契 約 番 号			
件 名					
履 行 場 所					
業 種		入 札 日			
予 定 価 格	円	入札書比較価格	円		
No.	入 札 業 者 名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	入札書比較 価格対比
コ メ ン ト					